

○大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例

令和4年6月30日

条例第25号

改正 令和5年12月15日第52号

(目的)

第1条 この条例は、大田区（以下「区」という。）における空家等の適切な管理の推進に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、区民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等で区の区域内（以下「区内」という。）に存するものをいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 区民等 区内に住所を有する者並びに区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等の周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等の適切な管理を行わなければならない。

2 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、空家等の適切な管理を推進するために必要な措置を適切に講ずるものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、適切な管理が行われていない空家等の情報を区に提供するなど、空家等の適切な管理を推進するために必要な協力に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 区長は、第1条の目的を達成するため、警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(緊急安全措置)

第7条 区長は、空家等の適切な管理が行われていないことに起因して人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある急迫した状況において、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、その職員に、当該緊急安全措置に係る空家等に立ち入って調査をさせることができる。

3 前項の規定により当該空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 区長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、その旨を当該緊急安全措置に係る所有者等に対し通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

6 区長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年12月15日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。